

○ 水利施設管理強化事業実施要領（令和３年３月29日付け２農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第１ 事業の内容等 １～４ （略） ５ 要綱第２の３の（２）の特別型（渇水・高温対策）の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、<u>別紙様式第４－２号の別表の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を１つ以上含む２つ以上の取組を実施するものとする。</u> <u>６ 要綱第４の４の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別紙様式第５号により当該年度の翌年度からの３か年、４か年又は５か年における農業水利施設の省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組を定めるものとする。要綱第２の６の（１）のイの施設を省エネ計画に位置付ける場合にあっては、当該施設が要綱第２の６の（１）のイに掲げる施設に該当することを証明する書類等を添付するものとする。</u> <u>７ 省エネ計画においては、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙様式第５号の別表の省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組メニューのうちハード対策を含む２つ以上の対策を実施すること又は新たなソフト対策を１つ以上含む３つ以上のソフト対策を実施することを定めるものとする。</u> <u>８ 省エネルギー化推進型における支援交付金の算定方法は、別紙のとおりとする。</u> 第２ 事業の申請 １ 一般型及び連携管理保全型 （１）要綱第５の１の（１）の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第６－</u>	第１ 事業の内容等 １～４ （略） ５ 要綱第２の３の（２）の特別型（渇水・高温対策）の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別表の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を１つ以上含む２つ以上の取組を実施するものとする。 （新設） （新設） （新設） 第２ 事業の申請 １ 一般型及び連携管理保全型 （１）要綱第５の１の（１）の「事業採択申請書」は、<u>別紙様式第４</u>

1号によるものとする。

- (2) 要綱第5の1の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－2号によるものとする。

2 特別型

- (1)～(4) (略)

- (5) 要綱第5の2の(1)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－3号によるものとする。

- (6) 要綱第5の2の(2)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－4号によるものとする。

- (7) 要綱第5の2の(1)又は(4)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－5号によるものとする。

- (8) 要綱第5の2の(2)又は(5)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第6－6号によるものとする。

- (9) 要綱第5の2の(4)及び(5)の「交付決定前着手届」は、別紙様式第6－7号又は別紙様式第6－8号によるものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 要綱第5の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－9号によるものとする。

- (2) 要綱第5の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－10号によるものとする。

4 包括的民間委託推進型

- (1) 要綱第5の4の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－11号によるものとする。

- (2) 要綱第5の4の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－12号によるものとする。

－4号によるものとする。

- (2) 要綱第5の1の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－5号によるものとする。

2 特別型

- (1)～(4) (略)

- (5) 要綱第5の2の(1)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－6号によるものとする。

- (6) 要綱第5の2の(2)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－7号によるものとする。

- (7) 要綱第5の2の(1)又は(4)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－8号によるものとする。

- (8) 要綱第5の2の(2)又は(5)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－9号によるものとする。

- (9) 要綱第5の2の(4)及び(5)の「交付決定前着手届」は、別紙様式第4－10号又は別紙様式第4－11号によるものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 要綱第5の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－12号によるものとする。

- (2) 要綱第5の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－13号によるものとする。

4 包括的民間委託推進型

- (1) 要綱第5の4の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－14号によるものとする。

- (2) 要綱第5の4の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－15号によるものとする。

5 省エネルギー化推進型

- (1) 要綱第5の5の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－13号によるものとする。
- (2) 要綱第5の5の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第6－14号によるものとする。

第3 事業の採択

- 1 要綱第6の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第7－1号によるものとする。
- 2 要綱第6の市町村に対する通知は別紙様式第7－2号により行うものとする。

第4 計画の変更

- 1 一般型及び連携管理保全型
- (1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。
- 2 特別型
- (1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の

(新設)

第3 事業の採択

- 1 要綱第6の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第5－1号によるものとする。
- 2 要綱第6の市町村に対する通知は別紙様式第5－2号により行うものとする。

第4 計画の変更

- 1 一般型及び連携管理保全型
- (1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。
- 2 特別型
- (1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の

提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(3) 要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。

(4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(5) 要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。

(6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8－10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第8－11号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。

提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(3) 要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。

(4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(5) 要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。

(6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－11号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-12号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

5 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第7の5により「省エネ計画」を変更したときは、市町村は、別紙様式第8-13号により、都道府県知事に変更後の省エネ計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は要綱第7の5により「省エネ計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第8-14号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

第5 事業の実績報告

1 要綱第9の1の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-1号により報告するものとする。

2 要綱第9の2の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-2号により報告するものとする。

3 要綱第9の3の省エネルギー化推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第9-3号により報告するものとする。

別紙様式第1号～別紙様式第4-3号（略）

別紙様式第5号

省エネルギー化推進計画

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6-12号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(新設)

第5 事業の実績報告

1 要綱第9の1の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第7-1号により報告するものとする。

2 要綱第9の2の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第7-2号により報告するものとする。

(新設)

別紙様式第1号～別紙様式第4-3号（略）

(新設)

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設管理者：〇〇

・維持管理に占める諸油脂費及び電力料の割合：〇%

・維持管理に占める諸油脂費及び電力料：〇千円

（1）諸油脂

施設名	施設区分	施設容量	当年度使用 諸油脂量	当年度諸油脂費	交付済み又は交付 予定補助金等	省エネ ルギー化 ・コスト 削減対策	取組内容	実施期間
			KL	千円				
			KL	千円				
			KL	千円				

(2) 電力

施設名	施設区分	施設 容量	契約区分	当年度使用 電力量	当年度電力料	交付済み又は交付 予定補助金等	省エネ ルギー化 ・コスト 削減対策	取組内容	実施期間
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円				

(3) 体制強化

取組メニュー	取組内容	実施期間

注

- 1 当年度の使用諸油脂量、諸油脂費、使用電力量、電力料が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の諸油脂量又は使用電力量については、前年度の当該月の使用諸油脂量又は使用電力量で代用することとする。その場合にあつては、前年度の使用諸油脂量又は使用電力量の実績が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量を乗じた金額で代用する。
- 4 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 5 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 6 直近12か月の維持管理費に占める諸油脂費及び電力料並びにその割合が分かる資料等を添付すること。
- 7 諸油脂費又は電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 8 ハード対策を過去5年間に実施済み又は今後5年以内に実施予定の場合は、その時期を記載すること。
- 9 省エネルギー化、コスト削減及び体制強化対策として、独自の取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化、コスト削減の効果又は施設管理者の体制強化に資すると認められたことが分かる資料等を添付すること。
- 10 (1)及び(2)の「省エネルギー化・コスト削減対策」の欄には、別表の取組メニューのうち実施する取組の記号(SE-1～SE-9、HE-1～HE-10、SC-1～SC-4、HC-1～HC-4)を記載すること。
- 11 (1)及び(2)の「取組内容」の欄には、具体的な取組内容を記載すること。
- 12 別表の取組メニューのうち体制強化の取組を実施する場合は、(3)の「取組メニュー」の欄に、実施する取組の記号(SS-1～SS-4)を記載し、「取組内容」の欄に、具体的な取組内容を記載すること。

(新設)

別表 省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組メニュー

取組メニュー		
省エネルギー化	ソフト対策	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3 排水機場の内水位調整
		SE-4 休止可能機器の通電停止
		SE-5 大口径ポンプの優先使用
		SE-6 無効送水の削減
		SE-7 節水による送水量の削減
		SE-8 エネルギー管理の強化
		SE-9 独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	HE-1 高効率変圧器への更新
		HE-2 電動機制御方式の見直し
		HE-3 高効率電動機への更新
		HE-4 減速機の省略
		HE-5 高効率ポンプへの更新
		HE-6 インペラ（羽根車）の改造
		HE-7 水路のパイプライン化
		HE-8 遠隔制御機器の導入
		HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10 独自取組（省エネ化）

取組メニュー		
コスト削減	ソフト対策	SC-1 <u>ポンプの同時運転台数の削減</u>
		SC-2 <u>電力契約の適正化</u>
		SC-3 <u>電力契約使用期間の短縮</u>
		SC-4 <u>独自取組（コスト削減）</u> <u>（その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））</u>
	ハード対策	HC-1 <u>力率の改善</u>
		HC-2 <u>ピークカットのための調整施設の整備</u>
		HC-3 <u>再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）</u>
		HC-4 <u>独自取組（コスト削減）</u>
取組メニュー		
体制強化	ソフト対策	SS-1 <u>准組合員制度の適用</u>
		SS-2 <u>施設管理准組合員制度の適用</u>
		SS-3 <u>経常賦課金の引上げ（過去4年以内又は今後5年以内）</u>
		SS-4 <u>独自取組（体制強化）</u> <u>（その他農業水利施設の管理に係る体制強化に資すると認められる取組）</u>

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

別紙様式第6－1号～別紙様式第6－12号（略）

別紙様式第4－4号～別紙様式第4－15号（略）

別紙様式第 6－13 号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 5 の（1）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第 6－14 号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

（新設）

（新設）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の5の（2）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第7－1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

（略）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

（略）

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第5－1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

（略）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

（略）

（新設）

別紙様式第 7 - 2 号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

<省エネルギー化推進型の場合>

<u>事業型</u>	<u>施設名</u>	<u>施設管理者名</u>	<u>事業費</u>	<u>備考</u>

別紙様式第 8 - 1 号～別紙様式第 8 - 12 号 (略)

別紙様式第 8 - 13 号

省エネルギー化推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 5 により提出します。

別紙様式第 5 - 2 号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

(新設)

別紙様式第 6 - 1 号～別紙様式第 6 - 12 号 (略)

(新設)

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第5号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第8－14号

省エネルギー化推進計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道にあつては農村振興局長

沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の5により報告します。

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第5号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第9－1号・別紙様式第9－2号（略）

別紙様式第9－3号

実績報告書（省エネルギー化推進型）

番 号

（新設）

別紙様式第7－1号・別紙様式第7－2号（略）

（新設）

年 月 日

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長

殿

[都道府県知事]

(都道府県知事名)

[市町村長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第9の3に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援交付金額
					千円

2 支援交付金の使途

使途		内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	・	千円
		・	千円
イ	施設の管理費	・	千円
		・	千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設管理者：〇〇

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料の割合：〇％

・維持管理費に占める諸油脂費及び電力料：〇千円

（１）諸油脂

施設名	運転時間					送水量					使用諸油脂量					R〇年度 からの 使用 諸油脂量 削減率	省エネルギー 化・コスト削減 対策	取組内容	実施期間	備考
	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇					
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL	%				
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL	%				
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL	%				

(2) 電力

施設名	施設容量	契約区分	運転時間					送水量					使用電力量					省エネルギー 化・コスト削減 対策	取組内容	実施期間	備考
			RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO	RO				
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	%			

(3) 体制強化

取組メニュー	取組内容	実施期間	備考

注

- 1 当該年度の運転時間、送水量、使用諸油脂量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあつては、前年度及び当年度の運転時間、送水量、使用諸油脂量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 2 ハード対策を過去５年間に実施済み又は今後５年以内に実施予定の場合は、その時期を記載すること。

別紙 支援交付金の算定方法

(新設)

- (１) 要綱第２の６の(１)のアの施設について、国の支援交付金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{支援交付金の額} = \text{エネルギー料金の高騰分} \times 0.7$$

$$\text{エネルギー料金の高騰分} = \text{当年度のエネルギー料金} - \text{指標となる}$$

$$\text{エネルギー料金} - \text{従来補助金額}$$

$$\text{指標となるエネルギー料金} = \text{当年度のエネルギー料金} \div \text{高騰率}$$

- (２) 要綱第２の６の(１)のイの施設について、国の支援交付金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{支援交付金の額} = \text{エネルギー料金の高騰分} \times 0.4$$

$$\text{エネルギー料金の高騰分} = \text{当年度のエネルギー料金} - \text{指標となる}$$

$$\text{エネルギー料金} - \text{従来補助金額}$$

$$\text{指標となるエネルギー料金} = \text{当年度のエネルギー料金} \div \text{高騰率}$$

- (３) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。

- (４) エネルギー料金の高騰分には、(１)及び(２)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。

- (5) 当年度のエネルギー料金とは、令和8年6月から同年9月までの間に省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。
- (6) 従来補助金額とは、一般型、連携管理保全型又は特別型により既に補助されている金額をいう。
- (7) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。
- (8) 支援交付金の上限額は、(1) 及び (2) の算定式により得られる額又はエネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。
- (9) (2) の支援に当たっては、事業実施主体は、エネルギー料金の高騰分の3割に相当する額を標準とし、事業実施主体が定める額を負担することとし、その額を施設管理者に交付するものとする。

附 則

この通知は、令和8年6月12日から施行する。